

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年十月二十七日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 恩 田 雅 明

一 許可番号

平成二十七年十月十三日

熊建セ第〇八二六〇〇四二号

二 検査済証番号

平成二十七年十月二十二日

熊建セ第百九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県児玉郡上里町大字七本木字八幡郷二千二百二十一番六、二千二百二十一番八、二千二百二十一番十五、字三田三千五百二十五番四、三千五百二十五番六、埼玉県本庄市下野堂字七本木境百四十六番二の一部、百五十五番一、百五十五番三、百五十五番四、百五十六番一の一部、百五十八番一、百五十九番三、百六十二番四の一部、百六十二番四先道路、百六十二番七、百六十七番一、百六十七番三、百六十八番一、百七十一番一、百七十四番一、百七十七番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都北区田端六丁目一番一号

株式会社 アドバネクス 代表取締役 柴野 恒雄